

## 山陽小野田市国民健康保険条例の改正について

## ■ 改正理由

健康保険法施行令等、国民健康保険法施行令等の一部改正が令和6年4月1日から施行される予定に伴い、所要の改正を行うもの。

## 1 保険料における賦課限度額の引き上げ

国において国民健康保険法施行令の一部改正が予定されており、本市においても、国が定める限度額と同額とするため、引き上げを予定します。

後期高齢者支援金等賦課分（後期分）に係る賦課限度額を現行の22万円から24万円に2万円引き上げる見込みです。

	基礎賦課分 (医療分)	後期高齢者 支援金等賦課分 (後期分)	介護納付金 賦課分 (介護分)	計
改正前	65万円	22万円	17万円	104万円
改正後	据置き	24万円	据置き	106万円

## 2 保険料軽減判定基準引き上げ

比較的低所得の世帯の保険料負担が過重となることを避けるため、基準を設け、一定の軽減を行うこととしています。国において、軽減判定の基準額について引上げが予定されています。本市におきましても、国が定める基準額に改正します。これにより軽減の対象が増える見込みです。

	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
改正前	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 2.9万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 5.3.5万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 2.9.5万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 5.4.5万円 × 被保険者数

## 3 退職者医療制度廃止に伴うもの

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、令和6年4月から『退職者医療制度』が廃止されます。これに関係した文言の削除等を行います。